## 第4章

【南城市の女性活躍推進計画】について

## 第4章【南城市の女性活躍推進計画】について

我が国では長時間労働を前提とした労働慣行等から仕事と生活の両立が難しく、男性が育児や介護を行うことがいまだ社会的に一般化していないなかで、就業継続を希望しながらも出産を機に離職する女性、育児・介護等を理由に働いていない女性など、就業継続やキャリアアップを諦める女性が多い現状にあります。また、役員や管理職等の指導的地位にある女性の割合は諸外国と比べて低い水準にとどまるなど、働く場面における女性の活躍は不十分と言わざるを得ないのが現状です。しかし、少子高齢化の進展や多様化する社会経済情勢の変化等にも対応しなければならず、女性の活躍への期待は大きくなっています。そのため、女性が個性と能力を十分に発揮して活躍することが重要とされるようになり、2015(平成 27)年に女性活躍推進法が制定されました。

同法においては、国や地方自治体、一定規模以上の民間事業主に事業主行動計画の策定が 義務づけられるなど、働く女性が活躍するための環境づくりに官民一体となって取り組んで いく姿勢が示されました。そのため、本市でも 2016 (平成 28) 年3月に「南城市特定事業 主行動計画」を策定し、現在は 2025 (令和7) 年度を目標年度とした「南城市特定事業主行 動計画~仕事と家庭の両立支援及び女性活躍の推進を目指して~」を策定しています。また、 市町村においては、同法に関する施策を位置づけた「市町村推進計画」の策定が求められて います。

本市の状況をみると、市民意識調査(2022(令和4)年度)では6割近くの方が職場における男女の平等感は『男性が優遇されている』と回答しています。また、事業所意識調査及び市職員意識調査(2022(令和4)年度)では「平等」の回答が多かったものの、「募集や採用の条件」、「賃金・昇進・昇格」といった項目で『男性が優遇されている』の割合が高く、未だ職場において性別による不平等感が残る様子もうかがえます。家庭生活の役割においても、女性の就業率は全世代で増加がみられ、共働き世帯も多い中、家事に関する項目では『主に女性の保護者が行う』の回答が多い状況にあり、女性に家事の負担が偏っている状況が見受けられます。

こうした状況に対応するため、「第3章 具体的な取組み」のうち、次頁の項目を「南城市の女性活躍推進計画」として位置づけ、働く女性の個性と能力が十分に発揮されるまちづくりに取り組みます。

## ■【南城市の女性活躍推進計画】に該当する第3章の施策一覧表

基本方針	主要施策	事業
2	(1)職場における男	No. 9男女均等な雇用機会と待遇の確保
	女共同参画の実現	No.10 働きやすい職場づくりと積極的改善措置の推進
		No.11 女性の就労・再就職支援及び起業支援のための各種相 談や情報提供
		No.12 市職員に対する周知及び理解促進
	(2)ワーク・ライフ・	No. 13 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
	バランスの推進	No.14 男女共同参画の視点にたった多様な働き方の促進
		No.15 安心して子育てができるサービスの充実
誰もが個性と		No.17 子育てと仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業 の情報発信
能力を発揮できる環境の実	<u> </u> (3)行政や各種審議	No. 18 各種審議会、委員会などへの女性の登用
現	会等への女性の積極	No.19 市における女性職員の積極的登用
	的登用	No.20 女性職員のさらなる能力開発と職域の拡大
	(4) まちづくりへの	No.21 自治会や各種団体等、役員への女性の積極的参加の促進
	女性の参画支援	No.23 女性リーダーの育成と研修成果の発信
	(5)活力ある農漁村	No.26 女性が活躍できる地域づくりに向けた女性団体・グル
	の実現に向けた取組	一プの育成
	みの充実	
3	(1)人権と多様な性	No. 27 人権尊重の意識啓発
すべての市民	を尊重する社会づくり	
が安心して暮	(3)生涯を通じた健	No.38 妊娠から子育て期までの一貫した母子保健サービス
らせるまちの	康支援	の推進
実現		